⑺　Time-limit for tender : 15 : 00 July 6, 2015 (Japan Standard Time)
⑻　Contact point for the notice :
Izu Hospital Nippon Telegraph and Telephone East Corporation Attn. Mr. Shougo Takiguchi
750 Hirai, Kannami-cho Takata-gun Shizuoka 419―0193
TEL : ＋81 (55) 978―2320
FAX : ＋81 (55) 978―9073
⑼　Bidding guarantee deposit／Performance guarantee deposit : Exemption

入札公告の取消

平成 27 年 5 月 26 日
国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事　髙﨑　一郎
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
平成27年４月２日付（号外政府調達第62号・８ページ）掲載の入札公告「宇宙天気情報サービスウェブサイト開発　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 5 月 26 日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　津田　修一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第 12 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大船渡港湾口地区防波堤（災害復旧）(南堤）築造工事
⑶　工事場所　岩手県大船渡市大船渡港港内
⑷　工事内容　構造物撤去工　１式、基礎工　１式、本体工　１式、被覆・根固工　１式、上部工　１式
⑸　工期　平成28年３月25日まで。
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。
ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑽　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。
⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
⒀　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
⒁　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が、1,150点以上の者であること。）
なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっても、同様に750点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成12年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者
・防波堤工事において、捨石マウンドを築造し、鉄筋コンクリートケーソンを据付した工事
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員
・防波堤工事において、捨石マウンドを築造した工事とする。
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下、「工事成績評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間は工事着手日（予定日）から工事完成日までとする。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成12年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
・防波堤工事において、捨石マウンドを築造した工事とする。
特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。
１）港湾土木工事のうち、平成24・25年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
２）平成25年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。